## 阿久根市農業者の皆様へ ~阿久根市農政課からのお知らせ~

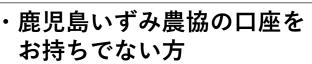
連作障害対策土壌消毒・ジャンボタニシ駆除対策の 補助金交付までの手続方法が変わります。

連作障害対策土壌消毒の薬剤や,ジャンボタニシ駆除に対する 薬剤を購入した場合,鹿児島いずみ農業協同組合を通じて,阿久 根市農政課から補助金をお支払いしていますが,令和4年度から 運用を一部変更し,以下の申請が必要となります。

・鹿児島いずみ農協の口座を お持ちの方



通帳の写しを市役所農政課へ提出







申請書・領収書・ 通帳の写しを 市役所農政課へ提出

交付対象となる作物・薬剤については、以下のとおりです。

★連作障害対策土壌消毒(補助率:4分の1以内)

対象期間: 4月~11月までの購入分が対象

作物:実えんどう、そらまめ、キヌサヤ、インゲン、かんしょ

スナップエンドウ, いちご, 葉タバコ

薬剤:クロルピクリン・ドロクロール・ガスタード・バスアミド

エコロジアール・アミスター・その他効果が認められる薬剤

※令和4年度より、さつまいも基腐病対策としてアミスターを

購入した方も購入費の4分の1を補助します。

★ジャンボタニシ駆除対策(補助率:2分の1以内)

対象期間:4月~8月までの購入分が対象

作物:水稲

薬剤:スクミノン

問い合わせ先:阿久根市役所農政課(0996-73-1142)